

院内感染対策指針

みさき病院（以下「病院」という。）は、病院理念に基づき、患者様および病院従業員（以下「病院職員」という。）に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、院内感染防止および感染制御の対策に取り組むための基本的事項を実践する。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の予防に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため、組織の有効活用、職員一人一人のマニュアルの遵守等を徹底し、病院の理念に沿った医療が提供できるように院内感染対策に取り組む。

2. 院内感染対策委員会およびその他の組織の基本的事項

当院における院内感染防止を推進するために、本指針に基づき以下の組織を設置する。

（１）院内感染対策委員会

院内感染対策委員会は院長の諮問委員会であり、検討した諮問事項は院長に答申され、管理会議での検討を経て、日常業務化する。感染対策委員会は日常業務実践チームでもあり、院長が一定の権限を委譲し、同時に義務を課し（各診療科長／部長と同様）、組織横断的に活動する。

①任務

- １）院内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること。
- ２）院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
- ３）院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること。
- ４）その他必要と認められる事項。
- ５）上記を遂行するために院内感染対策マニュアルを作成し、見直しを行なっていくこと。
- ６）委員会での検討内容、決定事項を各部署に実践を通して普及、啓発させる。
- ７）定期的な全病棟ラウンドを行って、現場の改善に関する介入、現場の教育／啓発、その他に当たる。
- ８）感染対策を通じて医療の質の向上に貢献する。
- ９）各部署の感染症、保菌者を把握し、感染防止に努める。
- １０）感染情報の周知を行う。
- １１）感染防止について全職員の指導を行なう。

②構成メンバー

院内感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する。

③会議

委員会は毎月１回定期的に開催する。緊急な場合は必要に応じて臨時会議を開催する。

（２）ＩＣＴ（院内感染対策チーム）

院内感染対策委員会に設置する。

院内における感染対策活動を実践的に遂行し、様々な感染症から患者や職員の安全を守る為に活動を行う。

①任務

- １）患者の感染危険度を把握し、サーベイランス業務を行なう。
- ２）標準予防策、感染経路別予防策の徹底とコンサルテーションを行う。
- ３）抗菌薬使用状況の把握と適正使用の啓発を行う。
- ４）アウトブレイクあるいは異常発生の特定と制圧を行う。
- ５）職業感染予防を行う。

②構成メンバー（いずれも専任）

院内感染対策委員会の構成メンバーより、感染症対策に３年以上の経験を有する医師、５年以上感染管理に従事した経験を有する看護師、３年以上の病院勤務経験を有する薬剤師及び臨床検査技師の４名で構成する。

院内感染対策指針

③会議

院内感染対策委員会として毎月1回定期的に開催する。緊急な場合は必要に応じて臨時会議を開催する。

3. 職員研修に関する基本的方針

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- (2) 職員研修として、全病院職員を対象に年2回講習会を開催する。また、必要に応じて随時開催し記録を保存する。
- (3) 院外の感染に関する研修・学会等の開催情報を広く告知し、参加希望者を支援する。

4. 院内感染発生状況の報告に関する基本的方針

耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、院内感染対策委員を通じて感染症の発生状況を全病院職員に速やかに周知する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本的方針

- (1) 院内感染発生時は、院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の上席者は直ちに院長・総師長・事務長・院内感染対策チーム委員会委員長にその状況および患者への対応等を報告する。
- (2) 発生部門の職員および感染委員は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。
- (3) 院内感染に対する改善策の実施結果は、院内感染対策委員を通じて速やかに全病院職員へ周知する。
- (4) 病院での対応が困難な事態が発生した場合は、専門家等に相談し対応する。

6. 患者への情報提供と説明に関する基本的方針

- (1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。
- (2) 疾病の防止とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7. 病院における院内感染対策推進のための基本方針

- (1) 院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の別途「院内感染対策マニュアル」を遵守する。
- (2) マニュアルは必要に応じて見直し、改定結果は病院職員に周知徹底する。
- (3) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。